

河川敷占用許可申請・審査の手引き

2019年1月

国土交通省 琵琶湖河川事務所
河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方	1
3-1 河川敷利用の基本理念	1
3-2 河川敷利用の基本方針	1
3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方	2
4. 河川敷占用許可制度	3
4-1 河川敷占用許可制度の流れ	3
4-2 事前協議システムにおける審査の留意点	4
4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ	5
5. 審査の準備	6
5-1 審査に必要な書類	6
5-2 委員会1回目（第1回審査）の準備内容	6
5-3 委員会2回目（第2回審査）の準備内容	6
5-4 審査表の作成と運用	7
6. 審査表の構成	8
6-1 審査表の構成	8
7. 申請内容の審査事例	10
7-1 審査事例集の整理	10
7-2 審査事例集の使用上の注意事項	11
8. 審査結果の集約と提出	12
8-1 委員会審査結果の集約	12
8-2 意見書による審査結果の回答	12
9. 審査資料と参考資料	13
9-1. 審査資料	13
9-2. 参考資料	13

1. 目的

本手引きは、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）（以下「委員会」という。）における申請・審査の参考とすべく、審査の流れと審査基準としてのポイントやこれまで審査が行われた案件の審査事例を取りまとめたものである。本手引きを利用することにより、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、河川管理者及び委員会にとっては審査が同一の視点で実施されることが期待される。

2. 適用範囲

琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。

3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、以下のように河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本理念を定めている。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

3-1 河川敷利用の基本理念

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。

こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

3-2 河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
- (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用

- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用

3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方については、以下のとおりである。

- (1) 河川敷占用許可に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念」という。）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。
- (2) 基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用する。
- (3) 基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

（説明）

- ①河川敷利用の可否は、基本理念と基本方針を基に審査・判断を行う。
- ②既存継続施設は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念・基本方針に合致しない場合においても、当面は自然環境への影響が軽微な利用に限りこれを認めるが、利用方法の改善や施設の縮小・廃止を目指すものとする。

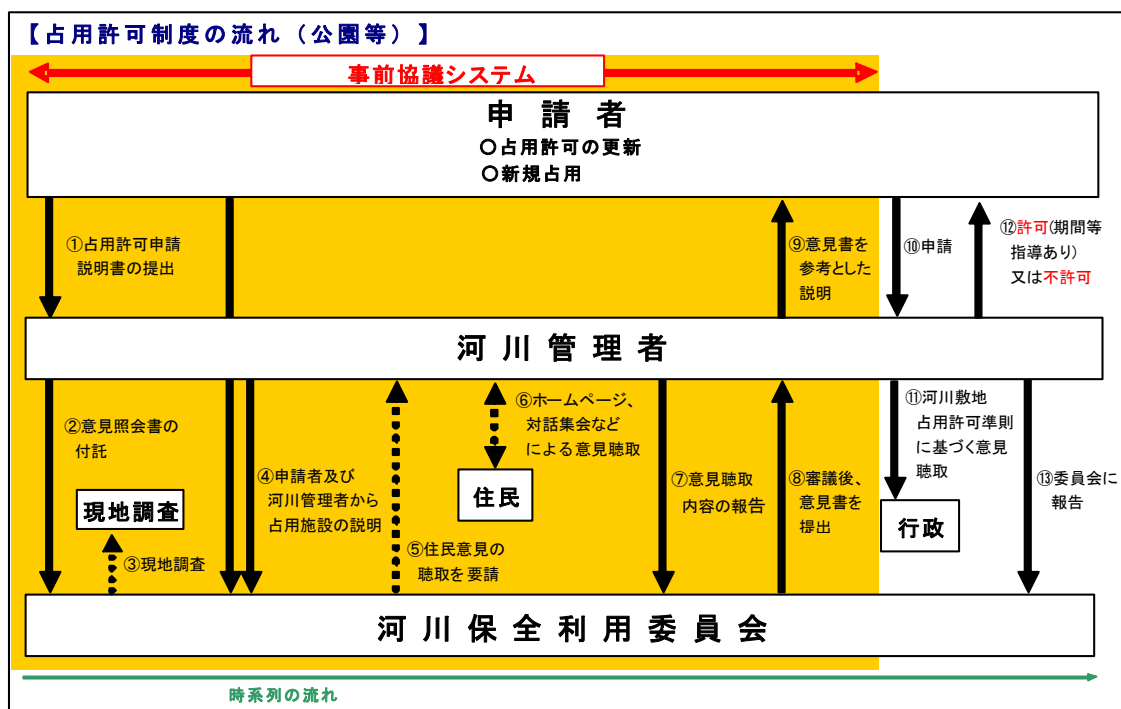
3-4 その他

委員会における審査が終了した占用施設については、委員会から提出された意見書とその審査過程を参考として「各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態」を定め、「9-2 参考資料 参考資料4」に随時追加していくこととする。

4. 河川敷占用許可制度

4-1 河川敷占用許可制度の流れ

琵琶湖河川事務所における占用許可制度の流れを以下の図に示す。



占用許可制度の流れに示す①から⑬までの各手続を以下に説明する。

- ①申請者は「占用許可申請説明書」（以下「説明書」という。）の作成を行う。
 - ・申請者は、基本理念と基本方針に基づいた河川敷利用となるように検討した上で、審査表（原本）の審査細目に従って「説明書」を作成して河川管理者へ提出する。
- ②河川管理者は、意見照会書に「説明書」及び「審査結果一覧表」（以下「一覧表」という。）を添付して、委員会へ付託する。
 - ・河川管理者は、申請者が提出した「説明書」に記載された利用形態が基本理念・基本方針に合致した形態か否か、また「説明書」に不備がないか形式審査を行う。
 - その後、審査表（原本）を基に申請案件に応じた審査表（案）を作成し、審査表（案）のうち河川管理者が審査を行う項目について審査を行い「一覧表」を作成する。
- ③委員会は、必要に応じて現地調査を行い施設状況を確認する。
- ④委員会は、申請者及び河川管理者から占用施設の説明を受ける。
 - ・河川管理者から審査を付託された委員会は、申請内容が基本理念と基本方針に合致するか否かを確認し、合致すると判断した場合は審査を開始する。
 - ・委員会は委員会1回目（第1回審査）において、申請された案件の概要及び一覧表

の説明を河川管理者から受ける。

・委員会は委員会2回目（第2回審査）において、河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。なお、申請者からの追加説明を受ける必要があると判断した場合は、委員会3回目（第3回審査）において説明を受ける。

・委員会は、申請案件を審査するため、河川管理者が作成した審査表（案）に問題がなければ審査表（案）を承認して、審査表に基づき審査を行う。なお、審査表（案）に問題がある場合は、委員会は審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。

⑤委員会は、必要に応じて、住民意見の聴取を河川管理者へ要請する。

⑥河川管理者は、委員会からの要請を受けて、ホームページや対話集会などによる意見聴取を実施する。

⑦河川管理者は、実施した意見聴取の意見内容を委員会へ報告する。

⑧委員会は、審査を行い、その見解をまとめて意見書を作成し、河川管理者へ提出する。

⑨河川管理者は、意見書などを参考として申請者に説明を行う。

⑩申請者は⑨の説明を踏まえて、河川法に基づく申請を河川管理者へ行う。

⑪河川管理者は、河川敷地占用許可準則に基づき、申請案件が存する自治体へ意見聴取を行う。

⑫河川管理者は、意見書を尊重して、河川法に基づく許可又は不許可を行う。

⑬河川管理者は、河川保全利用委員会に対して⑫の結果を報告する。

4-2 事前協議システムにおける審査の留意点

(1) 河川管理者及び委員会は、審査表を用いて審査を実施する。

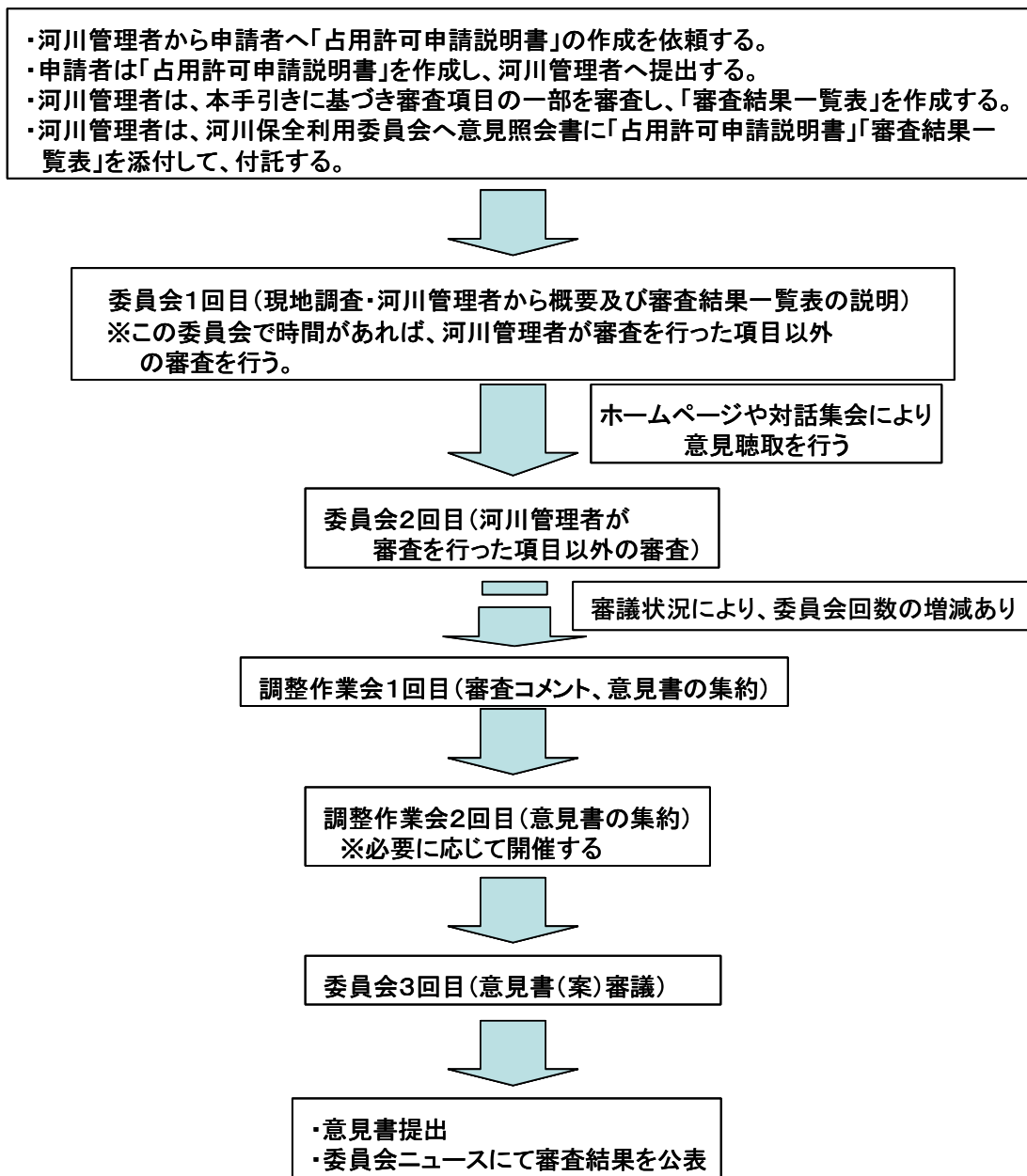
(2) 審査表は、審査を行う項目を示したものであり、本手引き5-4「審査表の作成と運用」に従って申請案件ごとに作成する。

(3) 河川管理者及び委員会は、審査項目・審査細目とその説明欄の記載に基づき審査・判断を行う。

(4) 審査項目・審査細目の審査・判断結果は、意見書作成に活用する。

4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ

事前協議システムでの委員会審査の流れを示す。



※標準モデルとして委員会は3回とするが、審議状況により委員会回数は増減する。

※申請者は委員会を傍聴し、委員会から審査表の審査項目に係る説明要請があった場合には、書面にて河川管理者を通じて回答する。

5. 審査の準備

5-1 審査に必要な書類

委員会審査のために準備する標準的な書類を以下の表に示す。

委員会審査に必要な書類

書類の区分	書類の名称
申請者が準備する書類	占用許可申請説明書
事務局が準備する書類	審査結果一覧表 審査表(案) 申請箇所の現況図(平面図と施設写真) 対話集会による意見 河川法関連の情報 その他必要と思われる書類
審査の判断の基となる書類	基本理念と基本方針 河川敷占用許可申請・審査の手引き 審査表 過去の審査結果 過去の意見書

5-2 委員会1回目(第1回審査)の準備内容

第1回審査では、委員会は現地調査を行い、河川管理者から申請案件の概要と「一覧表」の説明を受ける。概要説明は、以下に示す項目を参考に行う。

《 第1回審査での概要説明項目の例 》

- (1) 審査対象施設の概要
- (2) 占用許可の経緯(継続施設の場合)
- (3) 施設の利用状況(施設全体の利用者数と個別施設の利用者数)
- (4) 申請者から河川管理者が報告を受けている内容
- (5) 地元や利用者等から寄せられた要望事項
- (6) 施設に関する苦情、迷惑・危険行為の発生状況
- (7) 申請者への許可に際して行っている指導事項

5-3 委員会2回目(第2回審査)の準備内容

第2回審査では、第1回審査で委員会から質問があった事項等に対する説明を河川管理者より行い、河川管理者が審査を行った項目以外の審査を行う。

《 第2回審査での説明項目の例 》

- (1) 第1回審査で委員会から質問があった事項
- (2) 現地調査において委員会から質問があった事項
- (3) その他必要と思われる事項

なお、第2回審査において委員会から出された質問事項については、委員会3回目（第3回審査）にて説明を行い、意見書（案）審議は委員会4回目にて行うこととなる。

5-4 審査表の作成と運用

(1) 審査表原本の作成

事務局は、今までの委員会審査で使用した審査表の活用結果を集大成したのものとして審査表原本を作成し、本手引きに収録するものとする。

(2) 審査表の作成

河川管理者は、審査対象案件に応じて審査表原本から審査に必要と思われる審査項目・審査細目を取捨選択して審査表（案）を作成する。また必要に応じて審査項目・審査細目の新規追加等を委員会へ提案することができる。

委員会は、河川管理者から提出された審査表（案）について、内容を検討し、問題がなければ審査対象案件用の審査表として承認して審査に活用する。なお、河川管理者から提出された審査表（案）に問題がある場合は、委員会は審査表（案）に審査項目・審査細目の追加等を行うことができる。

(3) 審査表の活用と審査表原本の整理

委員会にて承認を受けた審査表に、審査表原本に記載された審査項目・審査細目以外の審査項目・審査細目がある場合は、審査対象案件の審査終了後に、審査表原本へ追加整理等を行い、常に最新の審査表原本を本手引きに収録するものとする。

6. 審査表の構成

6-1 審査表の構成

委員会で使用する審査表は、以下に示す審査区分、審査項目、審査細目の構成とする。なお、審査細目には説明を記載することとする。

審査表の構成

審査区分	審査項目(1)	審査細目(11)	審査細目(11)の説明
		審査細目(12)	審査細目(12)の説明
		審査細目(13)	審査細目(13)の説明
	審査項目(2)	審査細目(21)	審査細目(21)の説明
		審査細目(22)	審査細目(22)の説明
		審査細目(23)	審査細目(23)の説明

(1) 審査区分と審査項目

①審査区分

審査表の審査区分は、右の4つの区分から構成する。

- A. 基本理念と基本方針等の検証
- B. 占用施設の計画と設置理由の検証
- C. 占用施設の利用計画と利用者等からの検証
- D. 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証

②審査項目

審査項目は、審査区分に対して審査に必要な項目を設定する。

審査区分に対する審査項目は、

- 審査区分「A」で3項目、
- 審査区分「B」で4項目、
- 審査区分「C」で4項目、
- 審査区分「D」で4項目

審査区分	審査項目
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念
	A2 基本方針
	A3 意見書
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1 必要性
	B2 代替性
	B3 安全性
	B4 公共性
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占用施設利用計画
	C2 利用者
	C3 利用形態
	C4 住民意見の反映
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境
	D2 治水
	D3 利水
	D4 景観・文化

の計15項目を設定している。

審査項目は、審査対象案件により必要に応じて新審査項目の追加や、分割を行う。
 なお、現在の審査区分と審査項目の関係を右上表にて示す。

(2) 審査細目

審査細目は、審査内容を明確にして効率的に審査を進めるために、審査項目を細分化して設定し、審査内容について説明欄に具体的に記載する。

審査細目は、審査項目の審査内容について、より詳細な設定を行うため、審査細目数は審査項目により異なる。

例えば、「A1 基本理念」では「A11 基本理念」の1項目であるが、「B1 必要性」では「B11 必要理由」「B12 適正面積」の2項目となる。

なお、審査細目は必要に応じて追加や削除を行なうことができるものとする。

審査区分	審査項目	審査細目	説明
A 基本理念と基本 方針等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)
B 占用施設の計 画 と設置理由の検 証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。
		B12 適正面積	占用面積は必要最小限にしているか。その算定に妥当性を示したか。
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査したか。
		B23 代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合用地取得を試みたか。
.....	

7. 申請内容の審査事例

7-1 審査事例集の整理

審査事例は、委員会で審査した審査結果を審査表の審査細目ごとに、以下の『審査事例の記入フォーム』に記載して作成する。

作成した審査事例は、審査事例集として審査資料2に収録するものとする。

《審査事例の記入フォーム》……審査項目毎に事例を整理		
審査項目	BO【審査項目名】	BOO【審査細目名】
(1) 審査で判断する内容		(3) 審査で使用する資料名
■ 審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。		■ 申請者の説明資料名
■ 審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。		■ 事務局が準備する資料名
		■ その他必要な資料
(2) 判断のポイント		
■ 現地調査で確認するなど、具体的確認する内容を記載する。		
■ 審査ポイント、審査の視点など判断の参考となる内容を記述する。		
(4) 審査での判断例		
■ 今までの委員会審査結果での審査項目のまとめ結果を記載する。判断に至った現地の写真、判断資料の具体内容は(5)参考となる写真等に記載する。		
■ 審査事例は、【事例○】と審査名称を簡略して記載する。		
【事例1】野洲川小浜河川公園（守山市）	}	平成17・18年度
【事例2】野洲川川田河川公園（守山市）		
【事例3】野洲川改修記念公園（守山市）		
【事例4】グライダー操縦訓練場予定地	}	平成18・19年度
【事例5】野洲川立入河川公園（守山市）		
【事例6】野洲川河川公園（野洲市）	}	平成19年度
【事例7】野洲川運動公園（栗東市）		
【事例8】野洲川小浜河川公園（守山市）	}	平成20年度
【事例9】野洲川川田河川公園（守山市）		
【事例10】野洲川改修記念公園（守山市）		
【事例11】野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）	}	平成21年度
【事例12】野洲川小浜河川公園（守山市）		
【事例13】野洲川川田河川公園（守山市）	}	平成22年度
【事例14】野洲川立入河川公園（守山市）		
【事例15】野洲川河川公園（野洲市）		
【事例16】野洲川運動公園（栗東市）	}	平成23年度
【事例17】野洲川改修記念公園（守山市）		
		平成25年度

【事例18】野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)	}	平成26年度
【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園(守山市)		
【事例20】野洲川川田河川公園(守山市)		
【事例21】野洲川立入河川公園(守山市)	}	平成27年度
【事例22】野洲川河川公園(野洲市)		
【事例23】野洲川運動公園(栗東市)		
【事例24】野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)		平成29年度
【事例25】野洲川川田河川公園(守山市)		平成30年度

(5)参考となる写真等
★写真など判断の参考となる資料を添付する。

7-2 審査事例集の使用上の注意事項

審査事例集を使用する際の注意すべき事項を以下に示す。

《使用にあたっての注意事項》		
この審査事例集は、平成29年4月現在において委員会審査を終了した		
【事例1】野洲川小浜河川公園(守山市)	}	平成17・18年度
【事例2】野洲川川田河川公園(守山市)		
【事例3】野洲川改修記念公園(守山市)	}	平成18・19年度
【事例4】グライダー操縦訓練場予定地		
【事例5】野洲川立入河川公園(守山市)	}	平成19年度
【事例6】野洲川河川公園(野洲市)		
【事例7】野洲川運動公園(栗東市)		
【事例8】野洲川小浜河川公園(守山市)	}	平成20年度
【事例9】野洲川川田河川公園(守山市)		
【事例10】野洲川改修記念公園(守山市)	}	平成21年度
【事例11】野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)		
【事例12】野洲川小浜河川公園(守山市)	}	平成22年度
【事例13】野洲川川田河川公園(守山市)		
【事例14】野洲川立入河川公園(守山市)	}	平成23年度
【事例15】野洲川河川公園(野洲市)		
【事例16】野洲川運動公園(栗東市)		
【事例17】野洲川改修記念公園(守山市)	}	平成25年度
【事例18】野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)		
【事例19】(仮称)野洲川中洲地区河川公園(守山市)	}	平成26年度
【事例20】野洲川川田河川公園(守山市)		
【事例21】野洲川立入河川公園(守山市)	}	平成27年度
【事例22】野洲川河川公園(野洲市)		
【事例23】野洲川運動公園(栗東市)		
【事例24】野洲川ふれあい広場(野洲市・守山市)		平成29年度
【事例25】野洲川川田河川公園(守山市)		平成30年度

における審査項目・審査細目の委員コメントを集約して記載したものである。

記載内容には、審査項目、審査細目が十分に確定していない状態で審査コメントを集約したものが含まれている。審査資料も十分でない状態で結論を出すため集約したものもある。

このため、この審査事例を他の占用施設の審査に適用する際は、現地状況の比較を行い、状況にあった判断をする必要がある。

また、審査事例についても、今後の審査結果を反映して内容の充実を図る必要がある。

なお、審査事例集における審査細目名及び審査細目の説明は、審査対象案件を審議する中で修正が行われた事項を反映させていることから、各案件審査時における審査表の審査細目及び審査細目の説明と必ずしも一致しない。したがって、各審査対象案件において活用された審査表(参考資料2に収録)にて、どのような審査細目及び審査細目の説明に基づく審査がなされたのかを確認されたい。(一致しない場合には、(4)審査での判断例において「(〇〇の項目にて審査)」と記載している)

8. 審査結果の集約と提出

8-1 委員会審査結果の集約

委員会委員は、審査が終了した時点で、審査結果を審査表に審査コメントとして記載して提出する。

委員会は、提出された審査コメントを集約して、審査結果を調整作業会において取りまとめる。

8-2 意見書による審査結果の回答

委員会は、審査対象案件の審査結果を基に、判断理由と占用許可の是非、占用に関する要望事項、条件・付帯事項などを調整作業会にて審議する。

意見書は、審議結果を基に、意見書フォーム例を参考に以下の順で作成する。

1. 委員会としての結論
2. 委員会としての意見・要望
3. 検討の経緯

作成した意見書は、委員会で承認を得た後、委員会委員長名で河川管理者（琵琶湖河川事務所長）へ提出する。

《意見書のフォーム例》…更新審査の例

1. 委員会としての結論

…対象施設の占用許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、適当であると判断します。

2. 委員会としての意見・要望

対象施設は、…（現状利用の状況、地域の状況等を記載）…

しかしながら、…（審査項目からみた問題点、コメントなどを記載）…

よって、当委員会は、下記の事項を条件及び要望として、本施設の占用許可期間更新が適当であると判断する。

【占用許可期限の更新についての条件】

①…（守って欲しい事項、禁止する事項、変更して欲しい事項などを箇条書きで記載）

②…

【占用許可期限の更新についての要望事項】

①…（配慮して欲しい事項、工夫をお願いする事項などを箇条書きで記載）

②…

3. 検討の経緯

平成〇〇年〇〇月〇〇日 意見照会書の受理

平成〇〇年〇〇月〇〇日 河川管理者から概要説明

平成〇〇年〇〇月〇〇日 現地調査

平成〇〇年〇〇月〇〇日 申請者から申請内容についての説明

平成〇〇年〇〇月〇〇日 委員による意見交換

平成〇〇年〇〇月〇〇日 委員による意見書(案)の審議

9. 審査資料と参考資料

9-1. 審査資料

審査資料1	審査表原本
審査資料2	委員会審査事例集

9-2. 参考資料

参考資料1	審査対象施設位置図
参考資料2	委員会審査表
(1)	野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園用審査表【事例1～3】
(2)	グライダー操縦訓練場用審査表【事例4】
(3)	野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園用審査表【事例5～7】
(4)	野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園用審査表【事例8～10】
(5)	野洲川ふれあい広場用審査表【事例11】
参考資料3	意見書
【事例1】	野洲川小浜河川公園意見書 H19.1.18
【事例2】	野洲川川田河川公園意見書 H19.1.18
【事例3】	野洲川改修記念公園意見書 H19.1.18
【事例4】	グライダー操縦訓練場意見書 H19.12.27
【事例5】	野洲川立入河川公園意見書 H20.3.19
【事例6】	野洲川河川公園意見書 H20.3.19
【事例7】	野洲川運動公園意見書 H20.3.19
【事例8】	野洲川小浜河川公園意見書 H21.3.31
【事例9】	野洲川川田河川公園意見書 H21.3.31
【事例10】	野洲川改修記念公園意見書 H21.3.31
【事例11】	野洲川ふれあい広場意見書 H21.10.23
【事例12】	野洲川小浜河川公園意見書 H22.10.12
【事例13】	野洲川川田河川公園意見書 H22.10.12
【事例14】	野洲川立入河川公園意見書 H24.3.15
【事例15】	野洲川河川公園意見書 H24.3.15
【事例16】	野洲川運動公園意見書 H24.3.15
【事例17】	野洲川改修記念公園意見書 H26.2.5
【事例18】	野洲川ふれあい広場意見書 H26.9.1
【事例19】	(仮称)野洲川中洲地区河川公園意見書 H26.11.26
【事例20】	野洲川川田河川公園意見書 H27.2.5
【事例21】	野洲川立入河川公園意見書 H28.2.10
【事例22】	野洲川河川公園意見書 H28.2.10
【事例23】	野洲川運動公園意見書 H28.2.10
【事例24】	野洲川ふれあい広場意見書 H29.12.21

【事例25】野洲川川田河川公園意見書 H30.12.27

参考資料4 各占用区域の現状と今後の望ましい利用形態

- (1)野洲川小浜河川公園【事例1】
- (2)野洲川川田河川公園【事例2】
- (3)野洲川改修記念公園【事例3】
- (4)野洲川立入河川公園【事例5】
- (5)野洲川河川公園 【事例6】
- (6)野洲川運動公園 【事例7】
- (7)野洲川小浜河川公園【事例8】
- (8)野洲川川田河川公園【事例9】
- (9)野洲川改修記念公園【事例10】

参考資料5 審査対象施設の概要(平面図と施設写真)

- (1)野洲川小浜河川公園概要(平面図と施設写真)
- (2)野洲川改修記念公園概要書(平面図と施設写真)
- (3)野洲川川田河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (4)グライダー操縦訓練場概要書(平面図と施設写真)
- (5)野洲川立入河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (6)野洲川河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (7)野洲川運動公園概要書(平面図と施設写真)
- (8)野洲川ふれあい広場概要書(平面図と施設写真)
- (9)(仮称)野洲川中洲地区河川公園(平面図)

参考資料6 委員会への意見照会書

- (1)野洲川小浜河川公園、野洲川川田河川公園、野洲川改修記念公園 H18.1.16 【事例1～3】
- (2)グライダー操縦訓練場 H18.12.5 【事例4】
- (3)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園 H19.12.4 【事例5～7】
- (4)野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園 H20.12.4 【事例8～10】
- (5)野洲川ふれあい広場 H21.6.2 【事例11】
- (6)野洲川小浜河川公園、野洲川川田河川公園 H22.6.1 【事例12～13】
- (7)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園 H23.6.29 【事例14～16】
- (8)野洲川改修記念公園 H25.9.4 【事例17】
- (9)野洲川ふれあい広場、(仮称)野洲川中洲地区河川公園、野洲川川田河川公園
H26.7.22【事例18～20】
- (10)野洲川立入河川公園、野洲川運動公園、野洲川河川公園 H27.10.14 【事例21～23】
- (11)野洲川ふれあい広場 H29.9.12【事例24】
- (12)野洲川川田河川公園、野洲川改修記念公園 H30.9.19【事例25～26】

参考資料7 占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について(H25.12.18)

以上